

(会告)

会員増加のための諸制度改定のお知らせ

入会金廃止、年度途中入会時の会費割引、若手・シニア向き会員種別の新設

会長 根岸正光

2009年5月の本学会総会において、新規会員の入会促進と現会員の退会抑止を目指した対策の策定が理事会に付託されました。常務理事会を中心にその原案の検討を進め、2010年1月15日の持ち回り理事会において、会員種別と会費に関して次のような改定を行うことが決定され、即日実施されました。改定の趣旨と内容は以下にのべるとおりです(別表参照)。会員各位におかれては、この趣旨をご理解の上、会員増強について格段のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

1 入会金の廃止

これまで新規入会者からは入会金をいただいております。もっともホームページを経由した入会申し込みの場合、その特典として入会金免除としておりましたし、年次大会や情報知識学フォーラム参加者についても同様の特典措置で入会案内を行ってきたところであります。そこでこの際、新規入会を一層促進するため、この入会金自体を廃止して、年会費のみで入会できることに致します。

2 年度途中入会時の会費割引の導入

これまで、年度途中で入会の場合にも、1年分全額の会費を納めてもらうことになっていましたが、これを四半期単位の割りとして、例えば年度の第4四半期での入会では4分の1でよいというように、割り引くことにします。入会金廃止と併せて、新規入会の障壁を少しでも低くしようとするものです。

3 「シニア会員」種別の新設

本学会は今年創立23年目を迎え、創立当初からの会員も多くおられます。これらの先輩会員の方々にあっては定年退職などもあり、退職を機に退会を考えられる方々もおられます。本学会としては、こうした諸先輩にも、引き続き正会員として活動していただきたいところではありますが、それでは何かと荷が重いと考えられる方について、とりあえず年

会費を半減して、シニア・メンバーとして本学会にとどまっていたいただき、引き続きご助言、ご指導を賜るようにするため「シニア会員」の種別を設けました。これには特段年齢要件はないので、事情により退職された会員はどなたでもこの種別を選択できます。なお、役員の被選挙権はそのまま継続され、役員に当選し、これを受諾された場合には正会員に復帰していただくことにします。また、復職された場合にも正会員に戻っていただくようお願いいたします。

4 「ユース会員」種別の新設

年次大会での発表を機会に学生会員として加入された大学院生等の方々に、卒業後に大学、研究所等に就職された方は、引き続き正会員として参加いただく場合が多いのですが、企業などに就職して必ずしも研究に直接携わらなくなるような場合には、正会員として継続参加されずに退会を考える方も多いようです。本学会は情報知識に関わる諸問題を幅広く扱い議論する場であり、研究者の視点だけに止まらず、多様な業務に関わる実務者の観点からの議論も重要であります。従って、研究職でない方々にも参加いただくのは大いに有意義であるので、上のような事情にある35歳未満の方々に対して、より参加しやすくするため、会費を半減し学生会員と同額とする「ユース会員」の種別を設けました。

また、卒業後に研究職に就いた場合であっても、若手の場合、ポスドク等、正規雇用職員でないことも多いかと考えられます。「ユース会員」には、こうした方々の経済的負担を多少なりとも軽減して、若手研究者の参加を促すという趣旨もあります。

この種別は35歳未満という年齢要件だけですので、学生会員を経ずに新規加入の場合でも選択できます。なお、シニア会員と同様、役員の被選挙権もあり、役員に当選し、これを受諾した場合には、正会員になっていただくことにします。

5 役員の選挙権、被選挙権、総会議決権の拡大

役員の選挙権、被選挙権および総会の議決権については、従来すべて正会員に限るものとして運用してきましたが、これを次のように他の会員種別にも拡大して適用します（別表参照）。

役員の選挙権は正会員の他、協賛会員、特別協賛会員にも各1票あて割り当てます。役員の被選挙権は新設のシニア会員、ユース会員に加えて学生会員にも拡大し、若手の学会運営への積極的参加を期待します。なお、学生会員が役員に当選、受諾の場合は、学生会員のままで役員を務めていただくことにします。

6 論文投稿の促進

論文投稿はすべての会員種別（協賛会員、特別協賛会員にあっては当該団体に所属する者）について可能ですので、積極的投稿をお願い致します。なお、論文投稿を会員に限らずに、ひろく一般からも受け付けるような例が特に大規模学会ではひろがりつつある状況です。こうした方向について、本学会としてどのように考えるべきか、難しい問題で、編集委員会を中心に議論してもらっていますが、会員各位においてもご意見をお寄せ下さい。

ところで、上記のような措置は当面導入可能なものとして、以前から総会等の場で議論されてきたものであり、会員各位におかれては、この趣旨を踏まえて、会員増強と論文投稿促進に心がけていただくようお願い致します。また、今回の改定に止まることなく、さらに積極的、効果的な会員増強策、学会活動の活性化策について、身近な周辺の状況を勘案しつつご検討いただき、各種の提案をお寄せ下さるようお願い致します。

(別表) 会員種別ごとの会費、選挙権等の一覧 (2010年1月15日改定実施)

会員種別	論文投稿	役員選挙権	役員被選挙権	総会議決権	年会費(円)	条件
正会員					8,000	
学生会員		×		×	4,000	
ユース会員		×		×	4,000	35歳未満は本人希望により選択可。 35歳からは正会員。
シニア会員		×		×	4,000	退職者は、本人希望により選択可。 復職時は正会員。
名誉会員		×	×	×	0	
協賛会員			×		1口 30,000以上	当該団体所属の個人は論文投稿可。
特別協賛会員			×		5口 150,000以上	当該団体所属の個人は論文投稿可。